

栃木労働局からのお知らせ

もう、チェックした？

栃木県の最低賃金

時間額 **1,004** 円

すべての労働者と使用者に適用されます

令和 6 年 1 0 月 1 日 発 効

特定の産業には特定最低賃金が定められています。
詳しくは、栃木労働局労働基準部賃金室（028 - 634 - 9109）又は、最寄りの労働基準監督署にお問い合わせください。



栃木労働局
最低賃金特集ページ



とちまるくん ©栃木県

確認しよう、最低賃金！
使用者も、労働者も、お互いに

栃木労働局からのお知らせ

栃木県最低賃金が時間額1,004円に！

— 改正発効は 令和6年10月1日から —

栃木県最低賃金は、栃木県の区域内の事業場で働くすべての労働者とその使用者に適用されます。

一般労働者はもちろん、臨時、パート、アルバイト等にも適用されます。

なお、特定の産業には、特定最低賃金が定められています。

詳しくは、栃木労働局労働基準部賃金室(028 - 634 - 9109)又は、最寄りの労働基準監督署にお問い合わせください。



栃木労働局
最低賃金特集ページ



とちまるくん ©栃木県

確認しよう、最低賃金！
使用者も、労働者も、お互いに